

令和 2 年第 1 回定例会（6 月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

令和 2 年 6 月 1 8 日
産 業 労 働 部

【補正予算関連】

雇 用 労 働 政 策 課 勤労身体障害者スポーツセンターの指定管理料
に係る債務負担行為の設定について… 1

勤労身体障害者スポーツセンターの指定管理料に係る 債務負担行為の設定について

雇用労働政策課

1 目 的

今年度末で指定管理期間が終了する勤労身体障害者スポーツセンターについて、令和3年度から4年度までの指定管理者の選定を行うため、管理運営費について債務負担行為の限度額を設定する。

2 概 要

(1) 債務負担行為を設定する施設及び期間等

- ・施設名称 勤労身体障害者スポーツセンター
- ・所在地 秋田市新屋下川原町2-4
- ・施設内容 体育館、事務室、屋外運動場 等
- ・利用者 勤労身体障害者、その他障害者、健常者
- ・指定管理期間 令和3年度から4年度まで(2年間)
- ・期間の理由 令和5年度以降において健常者が利用する際の使用料徴収を検討していくため

(2) 指定管理者に行わせる業務

- ・施設及び設備の使用許可、維持管理等に関する業務
- ・勤労身体障害者のスポーツの普及、振興に関する業務 等

(3) 指定管理者の指定に係るスケジュール(予定)

令和2年	6月	6月議会で債務負担行為の設定
	7月	指定管理候補者の公募
	10月	指定管理候補者の選定委員会の開催
	12月	12月議会で指定管理者の指定

3 債務負担行為限度額

23,410千円(委託料)
※単年度 11,705千円

<参考> 平成28年度～令和2年度の指定管理者
一般財団法人秋田市勤労者福祉振興協会